

活水女子大学で 労働法制等の講義を実施

平成30年12月17日（月）、活水女子大学において「働く前に、働くときに、知っておきたい法律のはなし」というテーマで、3年生68名の学生を対象に、長崎労働局長が講義を実施しました。

講義では、就職前、就職後、退職時に必要な労働法の知識として、「採用内定」、「労働契約」、「各種保険」、「就業規則」、「給料」、「残業」、「有給休暇」、「安全と健康」、「男女の雇用機会均等」、「仕事と家庭の両立」、「退職・解雇」、「退職後の生活」、

「労働組合」等について説明するとともに、「学生に対する労働局の就職支援」、「労働に関する相談窓口」、「求人票の見方のポイント」等についても情報提供を行いました。

講義後のアンケートでは、「大変参考になった」49%、「参考になった」51%と、回答のあった67名の受講生全員が参考になったと回答しており、興味を持った内容に関しては、多い順に「休暇」61%、「給料」58%、「残業」49%、「就業規則」43%となっています。今後も、県内の大学と連携して、順次実施していきます。



《学生の感想》

- ★ 今後の企業選びに失敗しないよう労働法の知識を身に付けておくことが大切だと実感しました。
- ★ 就職先を選ぶ際に、その企業のどこを見ればいいのかを知ることができてよかった。
- ★ 大企業にこだわった就職活動をしていたが、今回の講義で、会社選びに対する視野が広がった。
- ★ 働く上でのルールであいまいだった部分をきちんと理解することができました。
- ★ 知っているようで知らないことばかりだと実感させられました。就職後も役立つ資料をいただいたので、永久保存版にしたいと思います。
- ★ 企業選びに失敗しないように知識を深め、あらかじめ準備をすることが大切だとわかりました。
- ★ 女性の活躍を推進する優良な企業への国や県の認証制度があることを知り、今後の就職先を選択するうえで目を向けていきたいと思います。
- ★ アルバイトは労働法にあまり関係がないと思っていたが、有給休暇が取れるなど知ることができ、今行っているアルバイトにも関連する説明が多くあったので、とても参考になりました。
- ★ 今後、働くうえで困ったとき、どこで相談すればよいのかを知ることができました。
- ★ 日本で就職を希望している留学生にも大変役立つ講義でした。

